



5月12日は「民生委員の日」

民生委員制度が創設された大正五年五月十二日を記念して、全国民生委員協議会は、この日を「民生委員の日」と定め、全国的に各種の活動を行なっています。あだち市では、民生委員、民生委員協議会、民生委員会、民生委員の精神をもち、地域社会の福祉の向上に努めることとして、この日を「民生委員の日」と定め、全国的に各種の活動を行なっています。あだち市では、民生委員、民生委員協議会、民生委員の精神をもち、地域社会の福祉の向上に努めることとして、この日を「民生委員の日」と定め、全国的に各種の活動を行なっています。

該当の方は手続きを  
児童手当・特例給付  
児童育成手当



この手当は、区内に住所があり、次の要件に該当して、申請の手続きをなさる方に支給されるもの。児童手当と同条件ですが、厚共済、団体職員共済等へ加入している方は、児童手当を受給できない。申請は、申請書の提出と、所得制限額内の方の申請に限り、この手当は支給されない。昭和五十七年度中に所得超過額が20万円を超え、かつ、所得制限額内の方の申請に限り、この手当は支給されない。申請は、申請書の提出と、所得制限額内の方の申請に限り、この手当は支給されない。

所得制限額(予定)	昭和57年中の所得	児童手当	特例給付	育成手当 障害手当
0人	1,315,000円	2,740,000円	3,493,000円	
1人	1,605,000円	3,030,000円	3,783,000円	
2人以上	1人増すごとに290,000円加算			

※社会保険料控除相当額8万円が含まれています。その他、老人扶養や障害者等がある場合には、控除したり加算したりすることもあります。

手当種別	額
児童手当	5,000円
特例給付	5,000円
児童育成手当	6,500円
障害手当	8,500円

昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正  
昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。

昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正  
昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。

表1 <改正前>

所得	区民税	都民税
4,000万円以下	課税長期譲渡所得×4%	課税長期譲渡所得×2%
4,000万円超 8,000万円以下	160万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率	80万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率
8,000万円超	160万円+[(課税長期譲渡所得-8,000万円)×5%+4,000万円+課税総所得]×通常の税率-2,000万円+課税総所得	80万円+[(課税長期譲渡所得-8,000万円)×5%+4,000万円+課税総所得]×通常の税率-2,000万円+課税総所得

表2 <改正後>

所得	区民税	都民税
4,000万円以下	課税長期譲渡所得×4%	課税長期譲渡所得×2%
4,000万円超	160万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率	80万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率

昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正  
昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。

表3 <改正前>

所得	区民税	都民税
一般の譲渡所得が4,000万円以下	課税長期譲渡所得×4%	課税長期譲渡所得×2%
一般の譲渡所得が8,000万円超	160万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率	80万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率

表4 <改正後>

所得	区民税	都民税
一般の譲渡所得が4,000万円以下	課税長期譲渡所得×4%	課税長期譲渡所得×2%
一般の譲渡所得が8,000万円超	160万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率	80万円+[(課税長期譲渡所得×5%+課税総所得)×通常の税率-2,000万円+課税総所得]×通常の税率

昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正  
昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。昭和三十八年度個人住民税(特別区民税・都民税)の改正。

募集します  
消費生活問題  
調査研究グループ

区内では、身近な消費生活問題で考えたいことと、そのために調査研究をするグループの募集をしています。生活の具体的なテーマを行い、加物、洗剤、物価、流通、表示などです。これらを消費者の皆さんが、自らの手で調査研究活動を行っていただき、消費生活問題の解決に貢献していただくことを目的としています。

活動内容  
グループごとに消費生活の具体的なテーマを行い、加物、洗剤、物価、流通、表示などです。これらを消費者の皆さんが、自らの手で調査研究活動を行っていただき、消費生活問題の解決に貢献していただくことを目的としています。

募集要項  
区内在住の消費者で、グループ5名程度を申請してください。申込書に必要事項を記入し、申込期限までに提出してください。申込期限は、昭和五十八年五月十日です。申込方法は、直接または電話で申し込んでください。申込期限は、昭和五十八年五月十日です。申込方法は、直接または電話で申し込んでください。

申込・問合せ先  
消費生活センター  
電話 〇二一三九一

ご協力ください  
新しい水洗化可能地域

現在、区内各所で下水道工事が着々と進められています。水洗化可能な地域が拡大され、下水道利用の利便性が向上しています。新しい水洗化可能地域を拡大するため、ご協力をお願いします。

町名	部分可能区	全部可能区	供開始年月日
橋島三丁目	3-6, 9, 10, 14	15-19, 27	58. 3. 31
青井六丁目	—	10, 11	58. 4. 2
橋島三丁目	—	1, 2	58. 4. 14
安道二丁目	4-6, 21, 38, 39	7-10, 18-20, 22	58. 4. 14
安道二丁目	1, 5, 9, 12	2-4, 10, 11	58. 4. 14
西橋島三丁目	—	18, 19	58. 4. 14
西橋島三丁目	—	26, 27, 29, 37-39	58. 4. 14
西新井三丁目	1-3, 5, 7, 8, 11, 12, 16, 17	4, 6, 9, 10, 13-15	58. 4. 14
西新井三丁目	—	1-3, 5, 11	58. 4. 20
西新井三丁目	—	6-8	58. 4. 20
本木二丁目	22, 28-30	—	58. 4. 20
栗野一丁目	1, 3, 5, 10, 12, 13, 14	3, 4, 12	58. 4. 20



